平成２３年（フ）第２２８号
静岡県掛川市高瀬931－７、住民票上の住所静岡県掛川市大阪2239番地の８
債務者　稲富　林治
1　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
釧路市阿寒町北町２丁目21番７号
債務者　福田　規子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月31日午後１時35分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第２２１号
栃木県宇都宮市山本１丁目１番23号
債務者　吉田　純子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２６９号
栃木県宇都宮市今泉３丁目12番13号　宮崎ハイツ101、前住所栃木県宇都宮市東塙田１丁目９番５号
債務者　安部　光男
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７６号
栃木県芳賀郡益子町大字前沢984番地２
債務者　森嶋　和則
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８５号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙2850番地１　グリーンヴィラＢ－５
債務者　冨永真由美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９３号
栃木県真岡市久下田西３丁目27番地　ウェスタリーヴィラ205号、前住所茨城県笠間市福原2672番地
債務者　細井　和子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９５号
栃木県鹿沼市茂呂53番地３
債務者　和久井雅美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９７号
栃木県小山市東間々田２丁目32番12号　マロンハイツⅡ202号、前住所栃木県宇都宮市岩曽町66番地１　エビネオート内
債務者　日置　浩治
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０１号
栃木県宇都宮市岩曽町1124番地
債務者　間彦　智行
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０２号
栃木県宇都宮市鶴田町2636－３　アザレヤハイツＢ－201、住民票上の住所栃木県芳賀郡芳賀町大字芳志戸2623番地
債務者　阿久津晴美
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０３号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目971番地１
債務者　栗林　清一
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０４号
栃木県宇都宮市中河原町４番12号　大橋イステートハイツ303
債務者　加藤　　学
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０６号
栃木県佐野市多田町3045番地１
債務者　**帆**足　貴子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３０７号
栃木県さくら市鷲宿118番地１
債務者　野上　民子
1　決定年月日時　平成23年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係